

鹿沼市行政不服審査会条例の一部改正について

次のように改める。

令和2年8月26日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市行政不服審査会条例の一部を改正する条例

鹿沼市行政不服審査会条例（平成27年鹿沼市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8.1条第2項」を「第8.1条第1項」に改め、「、当該事件ごとに」を削る。

第3条第1項第3号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条中第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、再任されることを妨げない。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（専門委員）

第4条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、事件に係る処分（法第1条第2項に規定する処分をいう。）又は申請（法第3条に規定する不作為に係るものに限る。）に関して学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

この条例は、令和2年11月1日から施行する。